

令和4年度（2022年度）整備分 第1回草加市地域密着型サービス事業者募集要領

1 公募の概要

(1)公募の趣旨

草加市（以下「市」という。）では、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）を計画期間とした「第八次草加市高齢者プラン」（以下「高齢者プラン」という。）に基づき、地域密着型サービスの整備を進めています。

また、市の基本的な考えを示した「第8期草加市介護保険事業計画における草加市地域密着型サービス等事業者の公募及び指定に関する指針」により、事業者の指定は、第8期草加市介護保険事業計画に定められた整備量を目標として公募・選定により行うこととしました。

本公募は、高齢者プランに基づき、令和4年度（2022年度）に整備を計画する事業者を指定するに当たり、その予定事業者を決定するために行うものです。

(2)公募内容

公募するサービスの種類、募集圏域及び事業所数は次のとおりです。

サービスの種類	募集圏域	事業所数 (定員)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	市内全域	1事業所
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	市内全域	1事業所 (29人)

(3)応募資格

- ①応募時点で法人格を有していること。
- ②介護保険法第78条の2第4項各号に該当しないこと。
- ③草加市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条に規定する暴力団、暴力団員またはこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。また、暴力団に利益となるような行為を行わないこと。
- ④都市計画法、建築基準法、消防法、介護保険法等の関係法令を遵守し、関係法令に基づく基準等を満たす計画であること。
- ⑤本市の地域包括ケアの推進に関する取組みに協力できること。

(4)他事業の併設について

募集要領に定めるサービスのほか、次の地域密着型サービスを除き、他のサービスを併設することも可能です。

※本公募は他の事業を許認可するものではありません。設置に当たってはそれぞれの許認可庁等に確認・申請してください。

【併設できないサービス】

夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(5)スケジュール

年月日	内容	備考
令和3年(2021年) 7月15日	事前相談開始	電話にて予約の上、ご来庁ください。
令和3年(2021年) 9月9日	公募受付開始	電話にて予約の上、ご来庁ください。
令和3年(2021年) 9月下旬	第一次審査(書類審査)及び第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の実施	日時については、追って通知します。
令和3年(2021年) 10月上旬	草加市地域包括支援センター一等運営協議会の開催(選定協議)	
令和3年(2021年) 10月上旬	事業者決定	

2 応募手続

本公募への申込みを希望する事業者は、次により公募申請に関する書類を提出してください。提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしませんので、予めご了承ください。

(1)公募申請書の提出

①公募申請に関する提出書類

別添「公募申請書類 提出確認一覧表」をご確認の上、提出してください。

②公募受付期間及び提出先

公募受付期間	提出先及び問合せ先
【事前相談期間】 令和3年（2021年） 7月15日（木曜日）から 9月8日（水曜日）まで	〒340-8550 草加市中央一丁目1番8号 草加市役所第2庁舎 健康福祉部 介護保険課 計画・指導係 電話：048-922-1032 FAX：048-922-3279
【公募受付期間】 令和3年（2021年） 9月9日（木曜日）から 9月15日（水曜日）まで	※郵送、FAX等の <u>窓口持参以外</u> による 申請は受け付けません。
※受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を 除く平日9時から17時までです。	
※電話予約の上、ご来庁ください。	

③提出部数

正本1部、副本9部の合計10部

※副本は、すべて正本の写し（コピー）としてください。

※書類は、A4版で作成し、フラットファイルに綴じてください。また、提出書類一覧の項目番号ごとに仕切り紙を付け、各仕切り紙にインデックスを付けてください。

※図面は、A3版で作成し、A4版に折った上で綴じてください。

(2)追加資料の提出

市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

(3)費用負担

応募に要する費用は、選定結果にかかわらず、本市は一切負担しません。

3 事業者の選定について

(1)選定方法について

草加市地域密着型サービス事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査及び草加市地域包括支援センター等運営協議会との協議、承認を経て、最終的に市が選定事業者を決定します。

(2)審査の方法

選定委員会において書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング評価により、行うものとし、プレゼンテーション及びヒアリングについては、原則として代表者（理事長又は代表取締役）、施設長（管理者）又はその予定者、従業員等を含め3人以内とします。また、設計会社やコンサルタントは、予め草加市が指定した事項（建物に関する書類）についてのみ対応可能とします。

①プレゼンテーション及びヒアリングは、事業者ごとに30分以内を予定しています。

②ヒアリングは、プレゼンテーション終了後、必要に応じて適宜行います。

③書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング評価については、5ページに記載している「評価項目一覧」をもとに総合評価を行い、一番高い評価を受けた事業者を草加市指定地域密着型サービス等の整備に係る事業者として選定します。

なお、委員の構成や、詳細の評価基準、点数配分については、別に定めます。

※日程については、別途ご連絡します。

※公募の結果、応募が1事業者であっても、プレゼンテーションを実施し、選定を行い可否について決定します。

(3)選定後の手続

選定された事業者は速やかに施設整備に着手し、建設等が終了し事業開始の準備が整った時点で、市に指定申請書を提出してください。

※選定されたことをもって事業所の指定が確定するものではありません。後日、改めて指定申請を行っていただくこととなりますが、指定基準を満たさない場合は、指定を受けることができません。

【評価項目一覧】

I 運営法人等の評価

評価項目	採点項目
1 代表者等の経験及び適格性	・ 代表者等の事業運営の知識及び経験の有無
2 管理者等の経験及び適格性	・ 管理者等の事業運営の知識及び経験の有無
3 運営状況	・ 経営状況、運営法人が行っている事業所の不正請求や運営基準等の違反及び介護報酬の返還の有無
4 事業実績	・ 法人全体で3年以上の勤続年数のある者の占める割合、常勤職員の占める割合、介護保険事業に関連する資格を有する者の占める割合
5 法人の経営状況	・ 経営の状況が良好であり、今後の運営に支障がないかどうかの確認

II 事業所の計画の評価

評価項目	採点項目
1 事業所運営の基本的考え方	・ 事業所運営の考え方や事業計画の具体性の有無（研修の有無、災害時の対応、事故発生時の対応、地域との連携等）
2 建設資金及び運営資金の確保	・ 建設資金、運営資金の資金確保の確実性の有無 ・ 借入金の償還等の見通し
3 建設用地及び建物の確保	・ 建設用地等の確保用地及び建物の確保の有無
4 建設用地の立地条件、建築条件	・ 用途地域や接道条件の問題の有無 ・ 施設が建築関連法規等の基準に適合しているかの確認（市等の関係機関との調整が取れているか等）
5 開設にあたっての近隣住民への対応	・ 近隣住民等への事業所開設に係る調整の有無（同意の有無、住民説明会等）
6 適正配置（日常生活圏域）	・ 日常生活圏域内、町内における同種のサービスの有無等

III プレゼンテーション及びヒアリング

評価項目	評価内容
1 提案内容	・ 各圏域の地域特性を踏まえた、特色のあるサービスが展開できる提案となっているか ・ 利用者のサービス提供について、十分に検討されている提案となっているか
2 説明・回答の適格性等	・ わかりやすい説明であるか ・ 質疑応答に的確に回答できているか（人材確保の方針、期待される役割への理解等）

4 結果通知等について

(1)草加市は事業者の審査結果について、草加市指定地域密着型サービス事業者審査結果通知書（第1号様式）（以下「審査結果通知書」という。）により通知します。

また、選定された事業者については、市ホームページで公表します。

(2)審査結果通知書により、事業所設置を内諾する旨の通知を受けた事業計画のみ、介護保険法第78条の2第1項の規定による介護保険事業者指定を行う予定です。

(3)選定された事業者は、本事業の内容を変更しようとする場合は、草加市指定地域密着型サービス事業者公募申請変更承認申請書（第2号様式）により、予め市長に申請を行い、その指示を受けてください。ただし、事業所の機能を著しく変更しない軽微な変更については、申請書の提出を省略できます。

(4)前項の規定による申請を承認することを決定したときは、草加市指定地域密着型サービス事業者公募変更等承認通知書（第4号様式）により通知します。

(5)選定された事業者は、本事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けてください。

5 応募に当たっての留意事項

(1)市では、事前相談期間を設けていますので、予めご予約の上、ご来庁ください。

(2)公募申請書の提出をもって、募集条件等の公募内容を承諾したものとします。

(3)公募申請書の著作権は、申請書に帰属します。ただし、市は、事業者の公表等、必要な場合には申請書等の内容を無償で使用できるものとします。

また、提出された申請書は「草加市地域包括支援センター等運営協議会」等の資料として使用するとともに、審査結果等をホームページで公表します。

(4)次に該当する場合、審査を行うことなく不適とします。

①提出された書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合

②重要な事項（建設場所・設計・施設種別・定員・資金確保等）の変更があった場合

③申請者及びその関係者が、本市職員に対し選定評価に係る働きかけをした場合

④市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合

(5)金融機関から融資を受けて事業を行う場合は、公募申請時に融資証明書等を提出してください。

ただし、申請時に提出が間に合わない場合は、市が指定する期日までに提出してください。

(6)選定前の辞退について

書類の提出期限後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名、法人印の押印のある辞退届を提出してください。（様式任意）

(7)選定後の辞退について

やむを得ない事由で辞退する場合は、草加市指定地域密着型サービス事業者公募申請中止・廃止承認申請書（第3号様式）を提出してください。

なお、事業予定者名は選定後に公表するため、辞退する場合は、法人名・辞退理由等についても公表することとなります。また、必要に応じて関係機関等への説明を行っていただくことがあります。

※事業予定者として選定した後に辞退が生じると、本市の行政計画全体に大きな支障をきたすこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって申請してください。

(8)その他

選定後において、都市計画法に定める開発行為の許可等が得られない場合や申請内容に重大な変更が生じた場合、また、速やかに施設整備に着手できない場合は、選定を取り消す場合があります。

6 補助金について

「埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金」を活用した事業費の補助を予定しています。補助内容や金額は現時点のものであり、今後変更される場合があります。

また、県との協議等により不交付となる可能性がありますので、補助金の活用を希望する場合は、このことを念頭に置き資金計画を策定し申請してください。

※参考 令和3年度埼玉県地域密着型サービス等施設整備事業等補助金

(1)地域密着型サービス等整備助成事業

サービス名	補助単価	単位
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5,940千円	施設数
看護小規模多機能型居宅介護	33,600千円	

(2)介護施設等の施設開設経費等支援事業

サービス名	補助単価	単位
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14,000千円	施設数
看護小規模多機能型居宅介護	839千円	宿泊定員数

(3)定期借地権設定のための一時金支援事業

サービス名	補助単価	補助率
定期巡回・随時対応型訪問介護看護※	施設を整備する用地に係る路線価の2分の1	2分の1
看護小規模多機能型居宅介護		

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、看護小規模多機能型居宅介護との合築・併設のみ対象

※参考 草加市の日常生活圏域



圏域	町名
①新田西部	新栄1～4、長栄1～4、清門1～3、新善町、金明町、旭町1～6
②新田東部	八幡町、弁天1～6、中根1～3、松江1～4、栄町1～3
③草加川柳	青柳1～8、青柳町、柿木町
④草加安行	原町1～3、北谷1～3、北谷町、苗塚町、花栗1～4、小山1～2、松原1～5、学園町
⑤草加西部	草加1～5、西町、氷川町
⑥草加東部	神明1～2、住吉1～2、手代1～3、中央1～2、高砂1～2、吉町1～5
⑦草加稲荷	稲荷1～6、松江5～6
⑧谷塚西部	柳島町、遊馬町、新里町、両新田西町、両新田東町、谷塚上町、谷塚仲町
⑨谷塚中央	谷塚町、谷塚1～2
⑩谷塚東部	瀬崎1～7

※参考 第八次高年者プラン（第8期介護保険事業計画）における施設整備予定数

サービス名		令和2年度 末時点	第8期 整備数	令和3年度 整備	令和4年度 整備	令和5年度 整備	令和5年度 末時点
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	事業所数	1 か所	2 か所	1 か所	1 か所	0 か所	3 か所
認知症対応型共同 生活介護	事業所数	14 か所	1 か所	1 か所	0 か所	0 か所	15 か所
	定員	243 人	18 人	18 人	0 人	0 人	261 人
看護小規模多機能型 居宅介護	事業所数	1 か所	2 か所	1 か所	1 か所	0 か所	3 か所
	定員	29 人	58 人	29 人	29 人	0 人	87 人

様

草加市長

草加市指定地域密着型サービス事業者審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった草加市指定地域密着型サービス事業者の整備計画について、審査の結果、次のとおり決定したので通知します。

1 審査結果の内容

(1) 事業の概要

事業の種類 _____
事業所の名称 _____
事業所の所在地 草加市
日常生活圏域名 _____ 圏域

(2) 審査結果 事業所設置を 内諾します / 認めないこととします

2 内諾の条件

- (1) 年 月 日までに事業者指定を受けてください。
- (2) 整備を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (3) 整備が予定の期間内に完了しない場合又は整備の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受けてください。
- (4) 次のいずれかに該当した場合は、事業所設置に係る内諾を取り消すことがあります。
 - ア 申請書及びヒアリング等審査に係る事項について、虚偽が認められたとき。
 - イ 当該事業における介護保険事業者として指定を受けられる見込みがなくなったとき。
 - ウ その他、市長が行った指示に違反したとき。
- (5) 市長がこの事業所の設置に関して必要と認めた調査に協力してください。
- (6) その他、市長が行う定めに従ってください。

年 月 日

草加市長 宛て

法人所在地 _____

法人名称 _____

代表者氏名 _____ ㊟

草加市指定地域密着型サービス事業者公募申請変更承認申請書

年 月 日付けで通知のあった草加市指定地域密着型サービス事業者審査の内諾結果について、次のとおり変更したいので申請します。

1 事業の概要

事業の種類 _____

事業所の名称 _____

事業所の所在地 草加市

日常生活圏域名 _____ 圏域

2 変更理由

3 変更内容

年 月 日

草加市長 宛て

法人所在地 _____

法人名称 _____

代表者氏名 _____ ㊟

草加市指定地域密着型サービス事業者公募申請中止・廃止承認申請書

年 月 日付けで通知のあった草加市指定地域密着型サービス事業者審査の内諾結果について、次のとおり中止・廃止したいので申請します。

1 変更理由

事業の種類 _____

事業所の名称 _____

事業所の所在地 草加市 _____

日常生活圏域名 _____ 圏域

2 中止・廃止理由

様

草加市長

草加市指定地域密着型サービス事業者公募変更等承認通知書

年 月 日付で申請のあった草加市指定地域密着型サービス事業者公募申請の変更・中止・廃止について、次のとおり承認します。

1 事業の概要

事業の種類 _____
事業所の名称 _____
事業所の所在地 草加市
日常生活圏域名 _____ 圏域

2 承認内容